



鳥取県公報

平成 22 年 11 月 19 日(金)
第 8 2 4 7 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	保安林の指定予定 (677) (森林・林業総室)	2
	保安林の指定の解除予定 (678) (〃)	2
◇ 公 告	年少射撃資格の認定のための講習会の開催 (警察本部生活環境課)	2
◇ 調達公告	制限付一般競争入札の実施 (教育委員会教育センター)	3
◇ 雑 報	危険物取扱者試験の実施 (消防チーム)	6

告 示

鳥取県告示第677号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年11月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
八頭郡八頭町船岡殿字明見谷東平849の1、849の2
 - 2 指定の目的
水源のかん養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第678号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年11月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
西伯郡伯耆町岩立字榭水高原4の24、4の26
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第9条の14第1項の規定により年少射撃資格の認定のための講習会を次のとおり開催する。

平成22年11月19日

鳥取県公安委員会委員長 渡 辺 光 子

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち法第9条の13第1項の規定による年少射撃資格の認定を受けようとするもの

2 開催の日時及び場所

(1) 開催日時 平成22年12月11日(土) 午前10時から午後3時まで

(2) 開催場所 米子市上福原1266-4 鳥取県米子警察署

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間 4時間

(2) 講習課目

ア 空気銃の所持に関する法令

イ 空気銃の使用の方法

4 考査

講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 9,700円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。

この場合、消印しないこと。

7 携行品

筆記用具及び印鑑

調 達 公 告

制限付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年11月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県教育センター研修講座登録システム貸借業務 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行期間

ア 調達案件に係るシステムの納入期限

平成23年2月28日(月)

イ 調達案件に係るシステムの貸借期間

平成23年3月1日から平成27年6月30日まで

(4) 履行場所

鳥取市湖山町北五丁目201 鳥取県教育センター

(5) 入札書の記載方法

入札金額は、(1)に掲げる業務に係る1月当たりの賃借料を記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額(以下「入札見積金額」という。)の105分の100に相当する金額を記載すること。

2 入札参加資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 単独企業に関する資格及び条件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成22年11月19日(金)から同年12月17日(金)までの間のいずれの日においても、鳥取県競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

ウ 平成22年11月19日(金)から同年12月17日(金)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

エ 鳥取県内に本店、支店、営業所その他の事業所を有する者であること。

オ 平成21年鳥取県告示第717号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有するとともに、その資格区分が情報処理サービスのシステム等開発・改良及びシステム等管理運営並びに事務用機器のパソコン類に登録されている者であること。

なお、この競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成22年11月24日(水)午後4時までに4の(2)の場所に提出すること。

カ この競争入札に参加する共同企業体の構成員でないこと。

キ 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

ク 主任担当者は、経済産業大臣が認定した応用情報技術者の資格又はこれと同等以上の資格を有すること。

(2) 共同企業体に関する資格及び条件

ア 各構成員が(1)のアからエまで及びキのすべてに該当すること。

イ 競争入札参加資格のうち、その資格区分が情報処理サービスのシステム等開発・改良及びシステム等管理運営に登録されている構成員が1名以上であり、かつ、事務用機器のパソコン類に登録されている構成員が1名以上であること。

ウ 共同企業体が、2名以上の者により自主的に結成されたものであること。

エ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

オ 各構成員が、この競争入札に参加する他の共同企業体の構成員でないこと。

カ 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。

(ア) 目的

(イ) 共同企業体の名称

(ウ) 構成員の名称及び所在地

(エ) 代表者の名称

(オ) 代表者の権限

- (カ) 構成員の出資比率
- (キ) 構成員の責任
- (ク) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置
- (ケ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
- (コ) 解散後の^{かし}瑕疵担保責任
- (サ) その他必要な事項

キ 資格区分が情報処理サービスのシステム等開発・改良及びシステム等管理運営に登録されている構成員の主任担当者は、経済産業大臣が認定した応用情報技術者の資格又はこれと同等以上の資格を有すること。

3 契約担当部局

鳥取県教育センター

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-0941 鳥取市湖山町北五丁目201

鳥取県教育センター

電話 0857-28-2321

電子メールアドレス kyoikucenter@pref.tottori.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿の登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書の交付方法

平成22年11月19日（金）から同年12月10日（金）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.torikyo.ed.jp/kyoiku-c/>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成22年11月19日（金）から同年12月10日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

（1）に同じ。

(4) 郵便等による入札

不可とする。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成22年12月17日（金）午前10時

イ 場所

鳥取県教育センター第2研修室（鳥取県教育センター2階）

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す参加表明書等を4の(1)の場所に、平成22年12月10日（金）午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額に52月を乗じて得た金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11

号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額に52月を乗じて得た金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を完遂できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。ただし、その者の入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低価格をもって入札をした者を落札者とするため、入札者は入札後の事情聴取及び調査に協力すること。

なお、入札者全員が予定価格を超えた場合は、3回を限度として再度入札を行う。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。

雑 報

消防法(昭和23年法律第186号)第13条の5第1項の規定に基づき、鳥取県知事の委任に係る危険物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成22年11月19日

財団法人消防試験研究センター理事長 関 口 和 重

1 試験の種類及び日時

試験の種類	日時
乙種危険物取扱者試験	平成23年1月30日(日)午前10時から

2 試験の場所

鳥取市尚徳町101-5

とりぎん文化会館(鳥取県立県民文化会館)

倉吉市山根529-2

鳥取県立倉吉体育文化会館

米子市古豊千520

米子職業能力開発促進センター

米子市末広町294

米子コンベンションセンター

3 受験願書の受付期間

平成22年11月25日（木）から同年12月9日（木）まで（郵送による場合は、同日までの消印のあるもの限り受け付ける。）

4 受験願書の提出先

〒680-0011 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎8階

財団法人消防試験研究センター鳥取県支部（持参又は郵送によること。）

5 受験手数料及び納付方法

受験手数料は3,400円とし、所定の方法により納付すること。

6 その他

(1) 受験願書の用紙は、財団法人消防試験研究センター鳥取県支部、鳥取県防災局消防チーム、各消防局及び各地区危険物保安協会において交付する。

(2) 試験の詳細については、財団法人消防試験研究センター鳥取県支部（電話0857-26-8389）に照会すること。

(3) 受験の手続は、インターネットの財団法人消防試験研究センターのホームページ（<http://www.shoubo-shiken.or.jp/>）からも行えるものとし、受付期間は、平成22年11月22日（月）午前9時から同年12月6日（月）午後5時までとする。

(4) インターネットによる受験の手続に関することは、財団法人消防試験研究センター電子申請室（電話0570-07-1000）に照会すること。